

## 社会福祉法人ふかや精神保健福祉の会

### 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふかや精神保健福祉の会まゆだま（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員

#### (報酬)

第3条 当法人は、理事会、評議員会の開催に伴い出席した役員等に1回3,000円の日当を支給するほかは報酬を支払わない。

ただし、理事長が特に必要と認める場合は理事会で承認された額を支給することができる。

2 理事が当法人の施設の管理者等職員である場合は、前項の規定にかかわらず報酬は支払わない。

#### (報酬の支払方法)

第4条 前条の報酬は、理事会、評議員会開催の都度、その金額を通貨で直接役員等に支払う。

#### (費用)

第5条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 理事会、評議員会出席時の役員の交通費は、支給しない。

#### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の

基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日に施行する。